

地震保険セミナーを開催

損保協会近畿支部 日本代協近畿ブロック

一層の契約促進を決意



182名が参加したセミナー会場



中條会長

社会 社会的使命を再認識
安心・安全な社会づくりに貢献

まず損保協会近畿支部 京都損害会の中條太志会長が挨拶に立ち、地震保険付帯率が全国平均の63%に対し京都府56.8%、滋賀県58.7%、奈良県

損保協会近畿支部(米川孝委員長)と日本代協近畿ブロック協議会(小橋信彦ブロック長)は、2月28日午後5時から、京都市下京区のキャンパスプラザ京都で地震保険セミナーを開催した。これには京都、滋賀、奈良の各代協会員・保険会社社員ら182名が参加し、社会的使命の再認識とお客様への提案、そして一層の契約促進を決意した。

社会的使命を再認識

安心・安全な社会づくりに貢献

64.8%と京都と滋賀が下回っていることに触れ、「本日のセミナーを通して地震リスクの理解を深めていただくとともに、一人でも大切なお客様をお守りするという皆様の社会的使命を再認識していただき、お客様へのご提案、そして一層の契約促進に努めて参りたい」と述べた。

石光寿地域担当理事が「地震保険は被災した方々が暗闇の中から将来に向かつて最初の一步を踏み出す『希望の光』となる力を有している。地震保険と地震リスクについて、お客様地域住民の方々へ日々の情報提供と啓蒙を著実に、安心して安全な社会づくりに貢献するために、ここにいる皆様と心を一つにして取り組んで行きます」と参加者に呼びかけた。

山根氏は、近畿地方の活断層は中央構造線の北側に多く分布し南側ではほとんど認知されていないのが特徴であり、琵琶湖西岸断層帯、奈良盆地東縁断層帯、上町断層帯、中央構造線断層帯が今後強い揺れをもたらす確率が高い(Sランク)とし、それぞれの位置を示しながら注意を促した。懸念

「一人でも多くのお客様を守る」

減災、さらには万一災害が発生した際の早期の復興が可能となる取組みについて皆様が一層のご協力をいただきたい」と述べた。

講演では、京都府気象台地震津波防災官の山根宏之氏が「近畿地方における地震・津波リスクについて」のテーマで行った。

「一人でも多くのお客様を守る」

減災、さらには万一災害が発生した際の早期の復興が可能となる取組みについて皆様が一層のご協力をいただきたい」と述べた。

講演では、京都府気象台地震津波防災官の山根宏之氏が「近畿地方における地震・津波リスクについて」のテーマで行った。



決意表明した代表

最後に滋賀県代協山口祐貴CRS委員長が閉会挨拶を行い、終了した。

表1. 土地工作物責任(民法717条)

土地の工作物の設置または保存に瑕疵(欠陥)があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

表2. 地震、台風の裁判例(紹介された裁判例の一部抜粋)

- 東京地裁(平成25年2月12日判決)＝地震(事案の概要)
 - 東日本大震災により、階上住戸内の電気温水器の配管が断裂し、階下住戸に漏水が発生した。それにより、原告の所有するコンピュータ等が故障した事案。
 - (裁判所の判断)
 - 電気温水器の瑕疵を認めて、階上所有者の賠償責任を肯定。
 - ①震度5強～6強 ②設置から約26年5か月経過
 - ③外観上は問題なし ④近隣の住宅でも同様の事故
 - (認容額) 原告の請求約300万円、認容額42万2,000円
- 東京地裁(平成19年4月11日判決)＝台風(事案の概要)
 - 被告から、建物の一室を賃借していた原告が、天井から大量の漏水があり、保管していたレコーディング用音楽機材が水浸しになり、使用不能になった事案。
 - (裁判所の判断)
 - 本件建物は、建物が通常備えるべき安全性を欠いており、その設置または保存に瑕疵があったとして、請求を一部肯定。
 - ①昭和26年以降最強の勢力 ②他でもがけ崩れ浸水害が多数発生
 - ③以前にも漏水が発生していた等
 - (認容額) 原告の請求1,058万6,400円、認容額800万円

自然災害で損害賠償のケースも



熱心に聴く参加者たち

自然災害と損害賠償実務

大阪代協堺支部

2弁護士が講演

大阪代協堺支部(中村和博支部長)は、3月8日午後2時から、大阪府堺市のAIG損保南大阪支店にて総会ならびに講演を開催した。総会には会員36名、来賓5名、講演には45名が参加した。

講演のテーマは「自然災害と損害賠償実務」で、講師はZEN法律事務所 岡秀行弁護士、久野博昭代表弁護士、久野秀行弁護士。

まず、崔氏から「不可抗力」と「瑕疵」について説明があり、「自然災害による損害賠償については『不可抗力』と『瑕疵』を併せて説明が重要」と述べた。

久野氏からは「自然災害と損害賠償」として責任を免れることではない。「不可抗力」として考えられるものは相対的に受ける事案の80～90%であり、残りの10～20%は「土地工作物責任(民法717条)」(表1)として責任を負わなければならない」と強調した。

続いて、久野氏が裁判例をもとに「土地工作物責任」について解説した。

講演に参加した会員の大谷氏は「講演を通じて我々代理店はお客様へ日々ごらから工作物のメンテナンスを心がけるよう助けなければならない」と、自然災害であっても賠償責任が発生するケースがあることが分かりました」と感想を述べた。

その適用のポイントとして、①土地の工作物(建物、塀、温水器、配管など)が原因となり、他人に被害が発生したこと、②その工作物の設置または保存に瑕疵があったことを挙げ、「その工作物が通常要求される安全性を備えていたか否かで責任の有無が異なる」と述べるとともに、地震や台風に関する裁判例(表2)を紹介しながら「判決」に關しては裁判官によって判断が異なることがあり」と話した。